No.９

令和６年（１２月）

第４回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第１０４号	熊谷市公告式条例の一部を改正する条例案新旧対照表	庶務課	1
第１０５号	熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例案新旧対照表	中央公民館	2
第１０６号	熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表	スポーツタウン推進課	4
第１０７号	熊谷市農業活性化センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表	農業政策課	6
第１０８号	熊谷市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例案新旧対照表	経営課	7
第１０９号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	8
第１１０号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保険年金課	9
第１１１号	熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	建築審査課	１５
第１１２号	熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例の一部を改正する条例案の改正点	企業活動支援課	１６
第１１３号	熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	水道課	２６
第１１４号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	デジタル推進課	３１
第１１６号	業者名及び入札結果 （準用河川新星川改修工事）	河川課（契約課）	３５
第１１７号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事）	こども課	３９
第１１８号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事）	教育総務課（契約課）	４０
第１２６号	廃止路線調書・位置図	管理課	４１

議案第１０４号の参考資料

熊谷市公告式条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市公告式条例（平成１７年条例第３号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（条例の公布） 第２条　（略） ２　条例の公布は、市のホームページに設置した電子掲示場に掲示してこれを行う。ただし、災害その他特別の事由により電子掲示場に掲示することができないときは、別表に定める掲示場に掲示してこれを行うことができる。 （施行期日の特例） 第６条　（略） （委任） 第７条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	（条例の公布） 第２条　（略） ２　条例の公布は、別表に定める掲示場に掲示してこれを行う。 （施行期日の特例） 第６条　（略）

議案第１０５号の参考資料

熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例案新旧対照表

（第１条関係）

熊谷市公民館条例（平成１７年条例第１０３号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第３条関係） 〃　奈良公民館　〃　中奈良８９７番地	別表（第３条関係） 〃　奈良公民館　〃　下奈良６０９番地６

（第２条関係）

熊谷市公民館使用条例（平成１７年条例第１０４号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（趣旨） 第１条　この条例は、熊谷市妻沼中央公民館、熊谷市江南公民館、熊谷市熊谷東公民館、熊谷市桜木公民館、熊谷市肥塚公民館、熊谷市大原公民館、熊谷市上石公民館、熊谷市荒川公民館、熊谷市久下公民館、熊谷市佐谷田公民館、熊谷市成田公民館、熊谷市大幡公民館、熊谷市玉井公民館、熊谷市大麻生公民館、熊谷市別府公民館、熊谷市三尻公民館、熊谷市吉岡公民館、熊谷市星宮公民館、熊谷市籠原公民館、熊谷市新堀公民館、熊谷市妻沼公民館、熊谷市太田公民館、熊谷市男沼公民館、熊谷市小島公民館、熊谷市長井公民館、熊谷市秦公民館（以下「公民館」という。）の使用及び使用料に関する事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、熊谷市妻沼中央公民館、熊谷市江南公民館、熊谷市熊谷東公民館、熊谷市桜木公民館、熊谷市肥塚公民館、熊谷市大原公民館、熊谷市上石公民館、熊谷市荒川公民館、熊谷市久下公民館、熊谷市佐谷田公民館、熊谷市成田公民館、熊谷市大幡公民館、熊谷市玉井公民館、熊谷市大麻生公民館、熊谷市中条公民館、熊谷市奈良公民館、熊谷市別府公民館、熊谷市三尻公民館、熊谷市吉岡公民館、熊谷市星宮公民館、熊谷市籠原公民館、熊谷市新堀公民館、熊谷市妻沼公民館、熊谷市太田公民館、熊谷市男沼公民館、熊谷市小島公民館、熊谷市長井公民館、熊谷市秦公民館（以下「公民館」という。）の使用及び使用料に関する事項を定めるものとする。
別表（第４条関係） １　熊谷東公民館等 区分：午前　午前９時～正午／午後　午後１時～午後５時／夜間　午後６時～午後10時	別表（第４条関係） １　熊谷東公民館等 区分：午前　午前９時～正午／午後　午後１時～午後５時／夜間　午後６時～午後10時

改正案					現行				
大麻生公民館	（略）	（略）	（略）	（略）	大麻生公民館	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）
					奈良公民館	ホール	５２０円	７３０円	1,050円
						会議室	４２０円	５２０円	７３０円
						和室	４２０円	５２０円	７３０円
備考　（略）					備考　（略）				
２～４　（略）					２～４　（略）				

議案第１０６号の参考資料

熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立体育施設条例（平成１７年条例第１１６号）

（下線部分は改正部分）

改正案

（名称及び位置）

第２条　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊谷市立籠原体育館	（略）
熊谷市立星宮体育館	熊谷市池上７３３番地２

別表第２（第１８条関係）

熊谷市立別府体育館及び熊谷市立星宮体育館の利用料金の上限額

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前８時３０分～正午	午後１時～午後５時	午後５時３０分～午後９時３０分	午前８時３０分～午後９時３０分
一般公開日以外に利用する場合		５２０円	５２０円	７９０円	1,830円
一般公開日に利用する場合	小学生・中学生１人につき	５０円	５０円	１００円	２００円
	上記以外の者（小学校就学	１００円	１００円	１６０円	３６０円

現行

（名称及び位置）

第２条　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊谷市立籠原体育館	（略）

別表第２（第１８条関係）

熊谷市立別府体育館の利用料金の上限額

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前８時３０分～正午	午後１時～午後５時	午後５時３０分～午後９時３０分	午前８時３０分～午後９時３０分
一般公開日以外に利用する場合		５２０円	５２０円	７９０円	1,830円
一般公開日に利用する場合	小学生・中学生１人につき	５０円	５０円	１００円	２００円
	上記以外の者（小学校就学	１００円	１００円	１６０円	３６０円

改正案	現行
前の者を除く。）1人につき	前の者を除く。）1人につき
備考 1　（略） 2　熊谷市立星宮体育館を利用する場合（入場料又はこれに類する料金を徴収しないものに限る。）で、半面を利用するときは、規定の利用料金の半額を徴収する。 3・4　（略）	備考 1　（略） 2・3　（略）

議案第１０７号の参考資料

熊谷市農業活性化センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市農業活性化センター条例（平成１７年条例第１８１号）

（下線部分は改正部分）

改正案

別表（第７条関係）

区分	午前	午後	夜間
	午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後１０時
会議室１	５２０円	７３０円	1,050円
会議室２	３３０円	３９０円	５６０円

備考

１・２　（略）

現行

別表（第７条関係）

区分	午前	午後	夜間
	午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後１０時
情報処理室	５２０円	７３０円	1,050円
情報管理室	活性化センターの維持管理費の９．８パーセント以内で市長が定める額		
土壌検査室			

備考

１・２　（略）

議案第１０８号の参考資料

熊谷市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

（第１条関係）

熊谷市農業集落排水施設条例（平成１７年条例第１８９号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（使用料の徴収） 第１２条　（略） ２・３　（略） ４　使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法第２３１条の２の３第１項の指定納付受託者による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。	（使用料の徴収） 第１２条　（略） ２・３　（略） ４　使用料は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により隔月に徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（第２条関係）

熊谷市下水道条例（平成１７年条例第２１７号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（使用料の徴収） 第４６条　（略） ２　使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項の指定納付受託者による納付の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。 ３　（略）	（使用料の徴収） 第４６条　（略） ２　使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。 ３　（略）

（第３条関係）

熊谷市水道事業給水条例（平成１７年条例第２２５号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（料金の徴収方法） 第３０条　料金は、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項の指定納付受託者による納付の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。	（料金の徴収方法） 第３０条　料金は、口座振替又は、納入通知書の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

議案第１０９号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>熊谷市立江南北児童クラブ</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>熊谷市立第２江南北児童クラブ</u></td><td><u>熊谷市三本３５９番地</u></td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>熊谷市立江南北児童クラブ</td><td>（略）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

議案第１１０号の参考資料

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１７６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（課税額） 第２条　（略） ２　（略） ３　後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が２４万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、２４万円とする。 ４　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に１００分の７．０４を乗じて算定する。 ２　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について３５，５００円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第６条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．４８を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等	（課税額） 第２条　（略） ２　（略） ３　後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が２２万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、２２万円とする。 ４　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に１００分の６．９２を乗じて算定する。 ２　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について３１，５００円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第６条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．３２を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等

改　正　案	現　行
割額） 第７条　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１４，５００円とする。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第８条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．０２を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第９条　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について１４，５００円とする。 （国民健康保険税の減額） 第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には６５万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２４万円を超える場合には２４万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には１７万円）の合算額とする。 ⑴　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち	割額） 第７条　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１３，５００円とする。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第８条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．８６を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第９条　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について１３，５００円とする。 （国民健康保険税の減額） 第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には６５万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２２万円を超える場合には２２万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には１７万円）の合算額とする。 ⑴　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち

改　正　案	現　行
給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２４，８５０円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２２，０５０円
イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１０，１５０円	イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　９，４５０円
ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課	ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課

改　正　案	現　行
税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１０，１５０円	税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　９，４５０円
⑵　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２９万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	⑵　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２９万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１７，７５０円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１５，７５０円
イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　７，２５０円	イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，７５０円
ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　７，２５０円	ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，７５０円
⑶　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算し	⑶　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算し

改　正　案	現　行
た金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５４万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　７，１００円 イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，９００円 ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，９００円	た金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５４万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，３００円 イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，７００円 ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，７００円
２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 ⑴　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに掲げる額を減額した世帯　５，３２５円 イ　前項第２号アに掲げる額を減額	２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 ⑴　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに掲げる額を減額した世帯　４，７２５円 イ　前項第２号アに掲げる額を減額

改　正　案	現　行
した世帯　８，８７５円 ウ　前項第３号アに掲げる額を減額した世帯　１４，２００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１７，７５０円 ⑵　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号イに掲げる額を減額した世帯　２，１７５円 イ　前項第２号イに掲げる額を減額した世帯　３，６２５円 ウ　前項第３号イに掲げる額を減額した世帯　５，８００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　７，２５０円 ３　（略） 附　則 １～４　（略） （病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例） ５　高齢者の医療の確保に関する法律附則第２条に規定する政令で定める日までの間、第２条第１項第１号中「後期高齢者支援金等（次号において「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（次号において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、同項第２号中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。 ６～１９　（略）	した世帯　７，８７５円 ウ　前項第３号アに掲げる額を減額した世帯　１２，６００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１５，７５０円 ⑵　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号イに掲げる額を減額した世帯　２，０２５円 イ　前項第２号イに掲げる額を減額した世帯　３，３７５円 ウ　前項第３号イに掲げる額を減額した世帯　５，４００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６，７５０円 ３　（略） 附　則 １～４　（略） （病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例） ５　令和８年３月３１日までの間、第２条第１項第１号中「後期高齢者支援金等（次号において「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（次号において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、同項第２号中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。 ６～１９　（略）

議案第１１１号の参考資料

熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例（平成２１年条例第４０号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（報告） 第１１条　（略） ２　前項の規定による報告は、建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項に規定する確認の申請又は同法第１８条第２項本文<u>若しくは第４項前段</u>の規定による計画の通知をしようとする日の３０日前までに行わなければならない。	（報告） 第１１条　（略） ２　前項の規定による報告は、建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項に規定する確認の申請又は同法第１８条第２項本文の規定による計画の通知をしようとする日の３０日前までに行わなければならない。

議案第１１２号の参考資料

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例の一部を改正する条例案の改正点

１　奨励金制度について

対象業種（製造業、建設業など）に該当し、交付要件（「土地又は建物を取得又は賃借」、「投下固定資産の合計額が５，０００万円以上であること」など）を満たした企業が、事業所の事業開始の日の翌日から起算して３０日以内に申請を行い指定事業者として認められた場合、奨励金制度を活用できるもの

２　改正の概要

⑴　「社宅・社員寮建設等奨励金」の追加
⑵　各奨励金の見直し
⑶　「重点業種事業」に対し奨励金の優遇措置を規定
※　重点業種事業：地域経済牽引事業（規則に委任）
⑷　立地適正化計画の「都市機能誘導区域」への立地に係る交付要件の緩和措置を規定

３　各奨励金の改正内容

⑴　事業所新設等奨励金

ア　重点業種事業の用に供する目的の新設等（以下「重点業種事業用新設等」という。）の場合、交付期間を３年間から５年間へ延長する。

イ　１年ごとの交付額の上限を５，０００万円とし、重点業種事業用新設等の場合、上限額を１億円とする。

⑵　雇用促進奨励金

ア　重点業種事業用新設等の場合、正規雇用：８０万円/人、非正規雇用：３０万円/人、上限額：５，０００万円に拡充する。

イ　３年継続雇用の奨励金を廃止する。

⑶　太陽光発電設備設置奨励金（※　出力１０kW以上の太陽光発電設備の設置が条件）

改正前：１kW当たり３５万円（上限額５００万円）
改正後：設置に要した費用の額に２分の１を乗じて得た額（上限額５００万円）

⑷　太陽熱温水器設置奨励金、雨水利用設備設置奨励金

利用実績がないため廃止する。

⑸　社宅・社員寮建設等奨励金（新設）

従業員の居住を目的とする共同住宅等を建設又は取得した場合に交付する奨励金を新設するもの

ア　交付要件：以下の①から③までを満たすものであること。

①　従業員の居住を目的に、市内に共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）を建設又は取得した場合であること。

②　当該共同住宅等の建設又は取得に要した費用の額が５，０００万円を超え、かつ、当該共同住宅等の戸数が４戸以上であること。

③　当該共同住宅等の全戸数の２分の１以上に指定事業者新設等事業所に勤務する常用従業員が実際に入居し、申請日において継続して当該共同住宅等に住所を有すること。

イ　交付額及び回数

交付要件に該当する共同住宅等の戸数に５０万円（重点業種事業用新設等の場合は８０万円）を乗じて得た額を、１回に限り交付する。（上限額１，０００万円（重点業種事業用新設等の場合は２，０００万円））

⑹　従業員転入奨励金（※　正社員又は内定者が市内に転入した場合に本人に交付するもの）

改正前：２０万円分のクマＰＡＹを交付
改正後：１０万円分のクマＰＡＹを交付

４　その他

交付要件の緩和措置（※）対象の拡充

改正前：中心市街地（熊谷駅周辺）
改正後：立地適正化計画の都市機能誘導区域（熊谷駅周辺、籠原駅周辺、妻沼地域、江南地域）

※　緩和措置：投下固定資産の合計額５，０００万円以上を３，０００万円以上とする　など

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例（平成２２年条例第３３号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴・⑵　（略） ⑶　都市機能誘導区域　都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域をいう。 ⑷　（略） ⑸　重点業種事業　規則で定める重点業種事業をいう。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴・⑵　（略） ⑶　中心市街地　中心市街地として市長が別に定める区域をいう。 ⑷　（略）
（奨励措置） 第３条　市長は、新設等を行った事業者（規則で定める事業者にあっては、市と公害の防止に関する協定を締結しているものに限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置として奨励金を交付することができる。 ⑴　新設等のために取得した土地、建物及び償却資産の取得費の合計額（償却資産のみ取得した場合を除く。）が５，０００万円（その区域が都市機能誘導区域である場合にあっては、３，０００万円）以上であること。 ⑵　新設等を行った事業所の敷地面積が２，０００平方メートル以上又は床面積が１，０００平方メートル（その区域が都市機能誘導区域である場合にあっては、１００平方メートル）以上であること。 ⑶　新設等のために賃借した土地及び建物の賃借料の合計額が１月当たり２０万円以上であること（その区域	（奨励措置） 第３条　市長は、新設等を行った事業者（規則で定める事業者にあっては、市と公害の防止に関する協定を締結しているものに限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置として奨励金を交付することができる。 ⑴　新設等のために取得した土地、建物及び償却資産の取得費の合計額（償却資産のみ取得した場合を除く。）が５，０００万円（その区域が中心市街地である場合にあっては、３，０００万円）以上であること。 ⑵　新設等を行った事業所の敷地面積が２，０００平方メートル以上又は床面積が１，０００平方メートル（その区域が中心市街地である場合にあっては、１００平方メートル）以上であること。 ⑶　新設等のために賃借した土地及び建物の賃借料の合計額が１月当たり２０万円以上であること（その区域

改　正　案	現　行
が都市機能誘導区域である場合に限る。)。	が中心市街地である場合に限る。)。
⑷　（略）	⑷　（略）
2　前項の奨励金の種類は、次に掲げるとおりとし、交付要件、交付額及び回数は、別表に定めるとおりとする。	2　前項の奨励金の種類は、次に掲げるとおりとし、交付要件、交付額及び回数は、別表に定めるとおりとする。
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）
	⑸　太陽熱温水器設置奨励金
	⑹　雨水利用設備設置奨励金
⑸・⑹　（略）	⑺・⑻　（略）
⑺　社宅・社員寮建設等奨励金	
⑻　（略）	⑼　（略）

別表（第３条関係）

種類	交付要件	交付額及び回数
事業所新設等奨励金	新設等を行った場合	新設等のために取得し、又は賃借した土地、建物及び償却資産に対して課された固定資産税に相当する額を、５０，０００，０００円（指定事業者が新設等を行った事業所（第５条の規定による指定に係るものに限る。以下「指定事業者新設等事業所」という。）が重点業種事業の用に供する目的の新設等（以下「重点業種事業用新設等」という。）である場合にあっては、１００，

別表（第３条関係）

種類	交付要件	交付額及び回数
事業所新設等奨励金	新設等を行った場合	新設等のために取得し、又は賃借した土地、建物及び償却資産に対して課された固定資産税に相当する額を、指定事業者が新設等を行った事業所（第５条の規定による指定に係るものに限る。以下「指定事業者新設等事業所」という。）の事業開始の日の属する年度の翌年度（当該年度に当該固定資産税が課されない場合は、その翌年度）から３年度分（規則で定める新エネルギーに

改正案			現行		
		０００，０００円）を限度として、指定事業者新設等事業所の事業開始の日の属する年度の翌年度（当該年度に当該固定資産税が課されない場合は、その翌年度）から３年度分（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合又は資本金の額が１０，０００，０００円以上で、かつ、本店、主たる事務所その他の規則で定める事務所の用に供する目的の新設等である場合にあっては、５年度分）に限り交付する。			係る環境関連企業又は地域の経済を牽引する事業を実施する企業及び資本金の額が１０，０００，０００円以上で、かつ、市内に本店、主たる事務所その他の規則で定める事務所を有する企業にあっては、５年度分）に限り交付する。
雇用促進奨励金	市内に住所を有する者のうち、指定事業者新設等事業所の事業開始の日前６月から事業開始の日後１年までに新たに雇用された常用従業員（以下「新	交付要件に該当する者のうち、雇用期間の定めのない者の数に５００，０００円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、８００，	雇用促進奨励金	市内に住所を有する者のうち、指定事業者新設等事業所の事業開始の日前６月から事業開始の日後１年までに新たに雇用された常用従業員（以下「新	交付要件に該当する者の数に５００，０００円（雇用期間の定めのある者にあっては、２００，０００円）を乗じて得た額（その額が３０，０００，０００

改正案			現行		
	規雇用常用従業員」という。）が、雇用された日から起算して１年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、雇用促進奨励金の申請の日において継続して雇用されている場合	０００円）を乗じて得た額と雇用期間の定めのある者の数に２００，０００円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、３００，０００円）を乗じて得た額との合計額を、３０，０００，０００円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、５０，０００，０００円）を限度として、交付する。		規雇用常用従業員」という。）が、雇用された日から起算して１年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合	円を超えるときは、３０，０００，０００円）を、１回に限り交付する。
			新規雇用常用従業員（雇用期間の定めのない者に限る。）が、雇用された日から起算して３年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合	交付要件に該当する者の数に２００，０００円を乗じて得た額（その額が、２０，０００，０００円を超えるときは、２０，０００，０００円）を、１回に限り交付する。
従業員転入促	指定事業者新設等事業所	交付要件に該当する者の	従業員転入促	指定事業者新設等事業所	交付要件に該当する者の

改正案			現行		
進奨励金	の事業開始の日前6月以後に定住の意思を持って市内に転入した常用従業員（雇用期間の定めのない者に限る。）が、次の各号のいずれにも該当する場合 ⑴　転入した日（以下「転入日」という。）から従業員転入促進奨励金の申請の日まで引き続き市内に住所を有していること。 ⑵　転入日前1年以内に市内に住所を有していないこと。	数に１００，０００円を乗じて得た額を、１０，０００，０００円を限度として、交付する。	進奨励金	の事業開始の日前6月以後に定住の意思を持って市内に転入した常用従業員（雇用期間の定めのない者に限る。）が、次の各号のいずれにも該当する場合 ⑴　転入した日（以下「転入日」という。）から第６条第１項の規定による申請をする日まで引き続き市内に住所を有していること。 ⑵　転入日前1年以内に市内に住所を有していないこと。	数に１００，０００円を乗じて得た額（その額が１０，０００，０００円を超えるときは、１０，０００，０００円）を、１回に限り交付する。
太陽光発電設備設置奨励金	出力１０キロワット以上の太陽光発電設備を設置した場合	当該設備の設置に要した費用の額に２分の１を乗じて得た額（その額が５，０００，０００円を超えるときは、５，０００，０００	太陽光発電設備設置奨励金	出力１０キロワット以上の太陽光発電設備を設置した場合	当該設備の出力値に出力１キロワット当たり３５０，０００円を乗じて得た額（その額が５，０００，０００円を超えるときは、５，

改正案			現行		
		円）を、１回に限り交付する。			０００，０００円）を、１回に限り交付する。
			太陽熱温水器設置奨励金	集熱面積１５平方メートル以上の太陽熱温水器を設置した場合	当該温水器の集熱面積に１平方メートル当たり１５０，０００円を乗じて得た額（その額が５，０００，０００円を超えるときは、５，０００，０００円）を、１回に限り交付する。
			雨水利用設備設置奨励金	雨水を貯留し、必要に応じて沈殿、ろ過等の処理をした後に、水洗便所の洗浄水、空調冷却塔補給水及び植林への散水等の雑用水に活用する貯留量５立方メートル以上の設備（専ら防火用水として活用する設備を除く。）を設置した場合	当該設備の貯留量に１立方メートル当たり５０，０００円を乗じて得た額（その額が５，０００，０００円を超えるときは、５，０００，０００円）を、１回に限り交付する。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
埋蔵文化財発掘調査奨励金	（略）	（略）	埋蔵文化財発掘調査奨励金	（略）	（略）
社宅・社員寮建設等奨励金	従業員の居住を目的に、市内に共同住宅等（共同住宅、	交付要件に該当する共同住宅等の戸数に５００，０００			

改正案	現行
長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）を建設し、又は取得した場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき。 ⑴　当該共同住宅等の建設又は取得に要した費用の額が５０，０００，０００円を超え、かつ、当該共同住宅等の戸数が４戸以上であるとき。 ⑵　当該共同住宅等の全戸数の２分の１以上に指定事業者新設等事業所に勤務する常用従業員が入居し、かつ、当該従業員が社宅・社員寮建 円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、８００，０００円）を乗じて得た額を、１０，０００，０００円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、２０，０００，０００円）を限度として、１回に限り交付する。	

改正案			現行		
	設等奨励金の申請の日において当該共同住宅等に住所を有するとき。				
従業員転入奨励金	指定事業者新設等事業所の事業開始の日前6月以後に定住の意思を持って市内に転入した常用従業員（雇用期間の定めのない者に限る。以下同じ。）又は従業員転入奨励金の申請の日（以下「申請日」という。）までに常用従業員となった者が、次の各号のいずれにも該当する場合 ⑴　転入日から申請日まで引き続き市内に住所を有していること。 ⑵　転入日前1年以内に市内に住所を有していないこと。	100,000円を、1回に限り交付する。	従業員転入奨励金	指定事業者新設等事業所の事業開始の日前6月以後に定住の意思を持って市内に転入した常用従業員（雇用期間の定めのない者に限る。以下同じ。）又は第6条第2項の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）までに常用従業員となった者が、次の各号のいずれにも該当する場合 ⑴　転入日から申請日まで引き続き市内に住所を有していること。 ⑵　転入日前1年以内に市内に住所を有してい	200,000円を、1回に限り交付する。

改正案	現行
⑶　申請日において継続して雇用されていること。	ないこと。 ⑶　申請日において継続して雇用されていること。

議案第１１３号の参考資料

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例（平成２５年条例第１９号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（布設工事監督者の資格） 第３条　法第１２条第２項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 ⑴　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道等（水道、工業用水道、下水道、道路又は河川をいう。以下同じ。）に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。） ⑵　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。） ⑶　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（以下「第３号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。） ⑷　学校教育法に規定する大学の機械	（布設工事監督者の資格） 第３条　法第１２条第２項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 ⑴　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの ⑵　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する科目を修めて卒業した者（以下「第２号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの ⑶　学校教育法に規定する大学の土木

改　正　案	現　行
工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（以下「第４号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）	工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者（以下「第３号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
⑸　第３号卒業者又は第４号卒業者であって、学校教育法に規定する大学院の研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は同法に規定する大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第３号卒業者にあっては２年以上、第４号卒業者にあっては３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第３号卒業者にあっては１年以上、第４号卒業者にあっては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）	⑷　第２号卒業者又は第３号卒業者であって、学校教育法に規定する大学院の研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は同法に規定する大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第２号卒業者にあっては１年以上、第３号卒業者にあっては２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
⑹　学校教育法に規定する短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（以下「第６号卒業者」という。）であって、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）	⑸　学校教育法に規定する短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
⑺　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、６年以	

改　正　案	現　行
上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）	
⑻　学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（以下「第８号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）	⑹　学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
⑼　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）	
⑽　外国の学校において、第３号、第４号及び第６号から前号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であって、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（それぞれ当該各号に規定する水道等の年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）	⑺　外国の学校において、第２号若しくは第３号に規定する課程及び科目又は第５号若しくは前号に規定する課程に相当する課程又は科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であって、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
⑾　１０年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	⑻　１０年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（水道技術管理者の資格）	（水道技術管理者の資格）

改　正　案	現　行
第４条　法第１９条第３項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。	第４条　法第１９条第３項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
⑴　技術士法第４条第１項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	⑴　前条各号のいずれかに該当する者
⑵　建設業法施行令第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	
⑶　第３号卒業者、第６号卒業者又は第８号卒業者であって、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、第３号卒業者にあっては３年以上、第６号卒業者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）にあっては５年以上、第８号卒業者にあっては７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	
⑷　前条第３号、第６号又は第８号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した者であって、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第３号に規定する学校を卒業した者にあっては４年以上、同条第６号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）にあっては６年以上、同条第８号に規定する学校を卒業した者にあっては８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	⑵　前条第２号、第５号又は第６号に規定する学校において工学（土木工学を除く。）、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した者であって、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第２号に規定する学校を卒業した者にあっては４年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）にあっては６年以上、同条第６号に規定する学校を卒業した者にあっては８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
⑸　前条第３号、第６号又は第８号に	⑶　前条第２号、第５号又は第６号に

改　正　案	現　行
規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第３号に規定する学校を卒業した者にあっては５年以上、同条第６号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）にあっては７年以上、同条第８号に規定する学校を卒業した者にあっては９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した者であって、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第２号に規定する学校を卒業した者にあっては５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）にあっては７年以上、同条第６号に規定する学校を卒業した者にあっては９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
⑹　外国の学校において、第３号若しくは第４号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であって、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する卒業した者ごとの年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	⑷　外国の学校において、第２号に規定する科目又は前号に規定する科目に相当する科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であって、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する卒業した者ごとの年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
⑺・⑻　（略）	⑸・⑹　（略）

議案第１１４号の参考資料

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市個人番号の利用に関する条例(平成２７年条例第４１号)

(下線部分は改正部分)

改正案

別表第１（第３条関係）

執行機関	事務
４　市長	（略）
５　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、基幹情報システムにおいて住民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２（第３条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
１　市長	熊谷市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	（略）
		（略）
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
２　市長	熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によ	（略）
		（略）
		医療保険給付関係情報で

現行

別表第１（第３条関係）

執行機関	事務
４　市長	（略）

別表第２（第３条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
１　市長	熊谷市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	（略）
		（略）
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
２　市長	熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によ	（略）
		（略）
		医療保険給付関係情報で

改正案			現行		
	るひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	あって規則で定めるもの		るひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	あって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			
3　市長	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	（略）	3　市長	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	（略）
		（略）			（略）
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			
4　市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	（略）	4　市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	（略）
		（略）			（略）
		（略）			（略）
		（略）			（略）
		（略）			（略）
		（略）			（略）
		（略）			（略）
		（略）			（略）
		（略）			（略）
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			
5　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事	特定個人番号利用事務に係る関係情報であって規則で定めるもの			

改正案			現行		
	務であって規則で定めるもの	熊谷市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの			
		熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの			
		熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの			
		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務に係る関係情報であって規則で定め			

改正案			現行		
		るもの			
6　市長	特定個人番号利用事務	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			

議案第１１６号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

工　　事　　名	準用河川新星川改修工事
工　事　場　所	熊谷市中央一丁目地内ほか
入　札　年　月　日	令和６年１０月９日

入　札　対　象　額	予　　定　　価　　格	最　低　制　限　価　格
266,486,000　円	266,486,000　円	243,499,300　円
うち消費税等の額	入　札　書　比　較　価　格	最低制限価格の100/110
24,226,000　円	242,260,000　円	221,363,000　円

番号	業　　者　　名	入　札　額		結果
		金　　額	順位	
1	清水建設工業（株）	円 225,300,000	1	落札
2	大和建設（株）	250,000,000	2	
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入札金額	消費税等の額	合　　計
清水建設工業（株）	225,300,000　円	22,530,000　円	247,830,000　円

1　工 事 名　　準用河川新星川改修工事

2　工事場所　　熊谷市中央一丁目地内ほか

3　工事概要

⑴　函渠（かんきょ）工

斜角ロングスパンボックスカルバート　延長＝１６．０ｍ

寸法=内幅１０，４００mm×内高4，０００mm

⑵　護岸工

ブロックマット　施工面積＝２１０．０㎡

⑶　その他

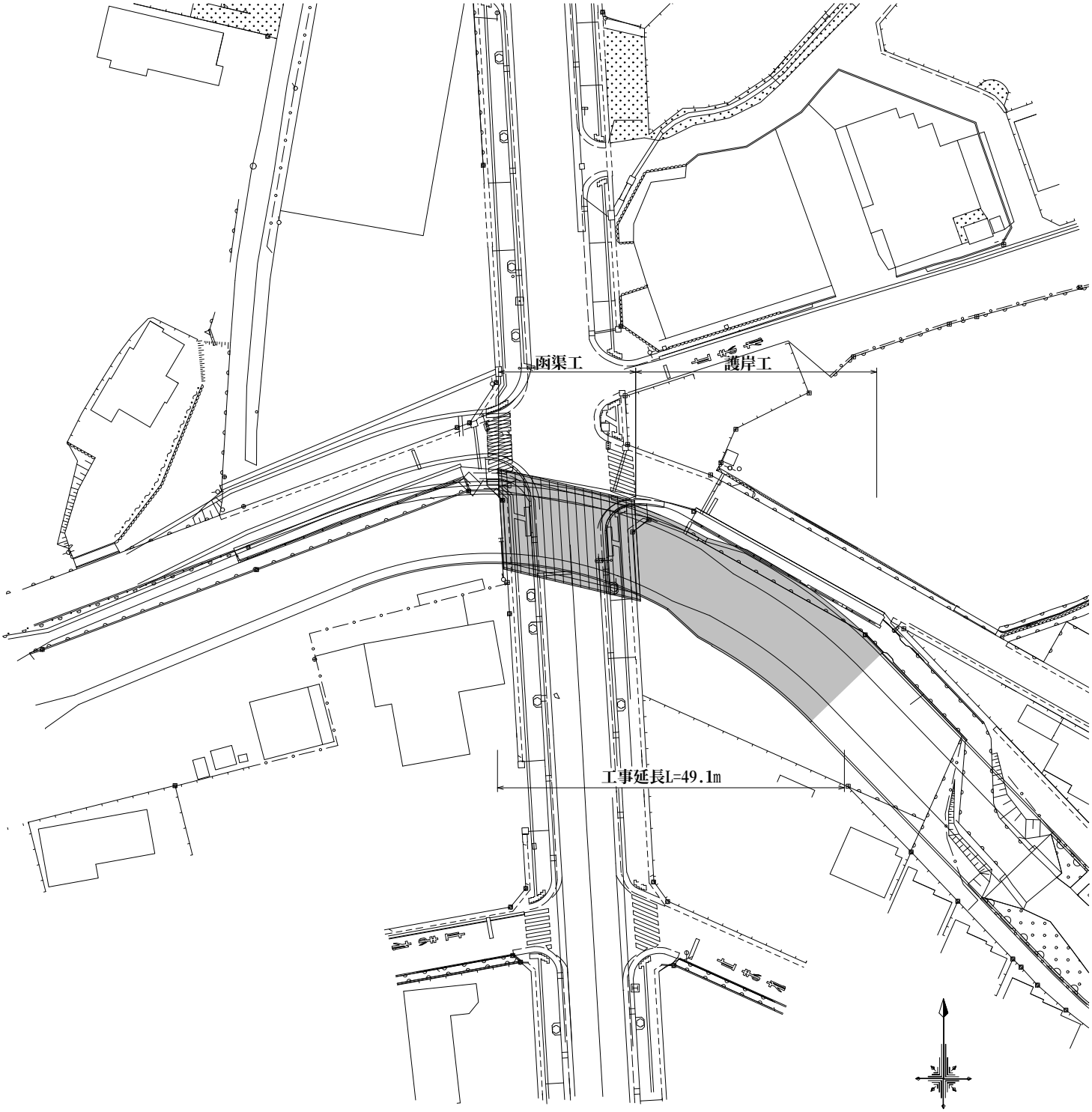
工 事 名 ： 準用河川新星川改修工事
工事場所 ： 熊谷市中央一丁目地内ほか



案 内 図

平　面　図

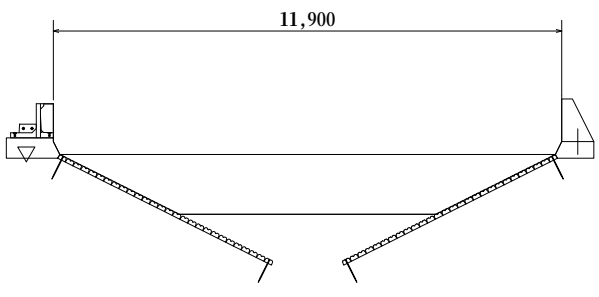
縮尺=1/250



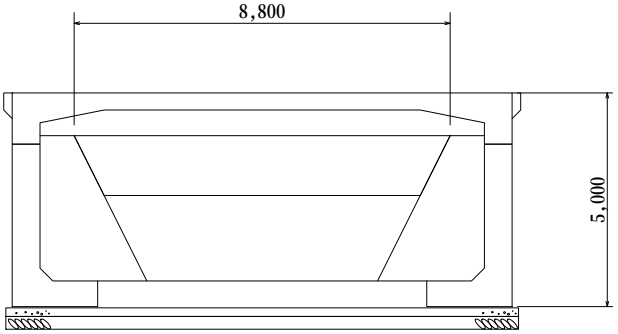
標準断面図

縮尺=1/1,000

護岸工



函渠工



議案第１１７号の参考資料　工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事）

変　更　請　負　代　金　額　算　出　表

当初工事金額	変更工事金額	増加額
税込	税込	税込
4,031,819,000	5,002,536,000	970,717,000

変動前工事金額		出来高金額				受注者負担額
4,031,819,000	－	0	×	15 / 1000	＝	60,477,285
		（出来高率） 0%				

当初請負代金額		増加額		受注者負担額		
4,031,819,000	＋	970,717,000	－	60,477,285		

＝	変更請負代金額	4,942,058,715

当初請負代金額との差額　910,239,715　円の増

議案第１１８号の参考資料　工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事）

変　更　請　負　代　金　額　算　出　表

当初設計額	当初請負代金額	変更設計工事価格	変更請負代金額	消費税相当額	摘要
税込	税込	税別	税込	内	
391,160,000	360,800,000	378,999,000	384,450,000	34,950,000	

当初請負代金額	360,800,000	×	変更設計工事価格	378,999,000	＝ 349,550,778
当初設計金額	391,160,000				変更請負工事価格(改め) 349,500,000
(請負率)	92.23%				

変更請負工事価格	349,500,000	×０．１０＝	34,950,000	消費税相当額

請負代金額（第１回変更）
税込
364,210,000

合計(変更請負代金額)＝ **384,450,000**

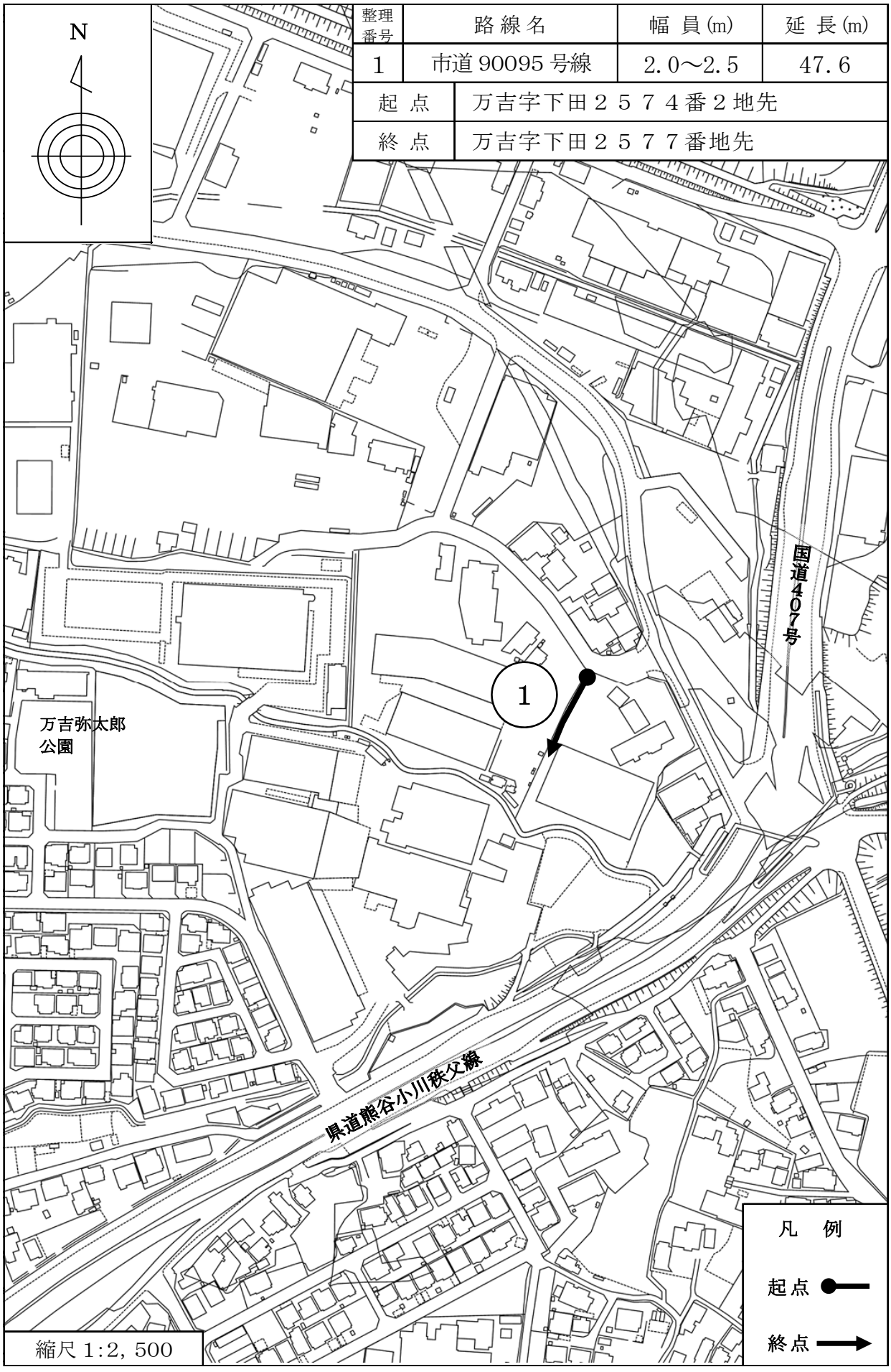
当初請負代金額との差額 **23,650,000** 円の増

請負代金額(第1回変更)との差額 **20,240,000** 円の増

議案第１２６号の参考資料

廃止路線調書・位置図

整理番号	路線名	廃止理由
1	市道　90095　号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため


N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
1
市道90095号線
2.0～2.5
47.6
起点
万吉字下田２５７４番２地先
終点
万吉字下田２５７７番地先
国道407号
1
万吉弥太郎公園
県道熊谷小川秩父線
凡例
起点
終点
縮尺 1:2,500